

# 東日本大震災からの 復興の状況と取組



— 2024年12月 —



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

## 目次

東日本大震災の概要	1
東日本大震災に対する政府の対応	2
復興庁の役割	3
復興庁の体制	3
「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の 基本方針（令和6年3月19日閣議決定）	4
復興関連予算の執行状況（平成23年度～令和5年度）	5
令和7年度復興特別会計予算案の概要	5
Ⅰ 被災者支援、子どもの支援	6
Ⅱ 住まいとまちの復興	8
Ⅲ 産業・生業（なりわい）の再生	10
Ⅳ 原子力災害からの復興・再生	14
Ⅴ 復興の姿と震災の記憶・教訓	23
東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し（主な指標）	26

## 東日本大震災の概要

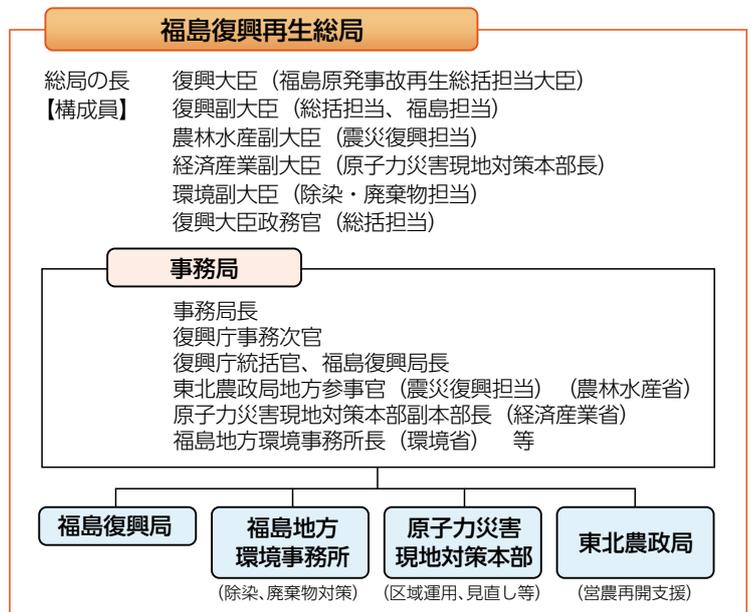
発生日時	平成23年3月11日 14:46
マグニチュード	Mw 9.0
地震型	海溝型
震度6弱以上県数	8県 (宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生。多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者19,775名 (※災害関連死を含む) 行方不明者2,550名 (令和6年3月1日現在)
住家被害 (全壊)	122,050棟 (令和6年3月1日現在)
災害救助法の適用	241市区町村 (10都県) (※) 長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村 (2県) を含む
震度分布図 (震度4以上を表示)	<p>震度 4 5弱 5強 6弱 6強 7</p>

# 東日本大震災に対する政府の対応

	原発事故による災害	地震・津波による災害
平成23年3月	<p><b>原子力災害対策本部</b>〔原子力災害対策特別措置法第16条第1項〕</p> <p>[当初] 本部長：内閣総理大臣 副本部長：経済産業大臣 事務局：内閣官房</p> <p>[平成24年11月2日以降] 本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官 経済産業大臣 環境大臣 原子力規制委員会委員長 事務局：内閣府</p> <p>○避難指示 ○救出・救助</p>	<p><b>緊急災害対策本部</b></p> <p>〔災害対策基本法第28条の2第1項〕</p> <p>本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官 防災担当大臣 総務大臣 防衛大臣 事務局：内閣府（防災担当）</p> <p>○救出・救助 ○搜索 ○避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 ○ライフラインの応急復旧</p>
平成23年6月	<p><b>原子力災害対策本部</b></p> <p>&lt;廃炉・汚染水・処理水対策チーム&gt; ○廃炉・汚染水・処理水対策</p> <p>&lt;原子力被災者生活支援チーム&gt; ○避難指示区域の見直し ○原子力被災者生活支援</p> <p>&lt;環境省&gt; ○廃棄物処理 ○除染・中間貯蔵施設の整備 ○モニタリング</p>	<p><b>復興対策本部</b> 平成23年6月24日設置</p> <p>〔復興の司令塔機能（復興施策の企画・立案、総合調整）〕</p> <p>本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、復興対策担当大臣</p>
平成24年2月	<p><b>原子力損害賠償</b></p> <p>&lt;経済産業省&gt; ○東京電力の指導</p> <p>&lt;文部科学省&gt; ○賠償状況のフォローアップ及びその対応 ○和解の仲介</p>	<p><b>復興庁</b> 平成24年2月10日発足</p> <p>〔復興の司令塔機能（復興施策の企画・立案、総合調整）、復興事業の直接執行等〕</p> <p><b>被災者支援</b></p> <p>○見守り・相談支援 ○コミュニティ形成支援 ○「心の復興」</p> <p><b>住まいとまちの復興</b></p> <p>○住宅再建・復興まちづくり ○生活環境の整備 ○交通・物流網の整備</p> <p><b>産業・生業の再生</b></p> <p>○販路開拓支援 ○人材確保支援 ○観光振興</p> <p><b>福島復興・再生</b></p> <p>○県外避難者支援 ○特定復興再生拠点の整備 ○福島イノベーション・コースト構想 ○風評の払拭</p>

## 【福島の復興推進体制】

○被災地の現場において施策を迅速に判断・実行するため、平成25年2月に、復興大臣をトップとして現地の担当副大臣などで構成される福島復興再生総局を設置。

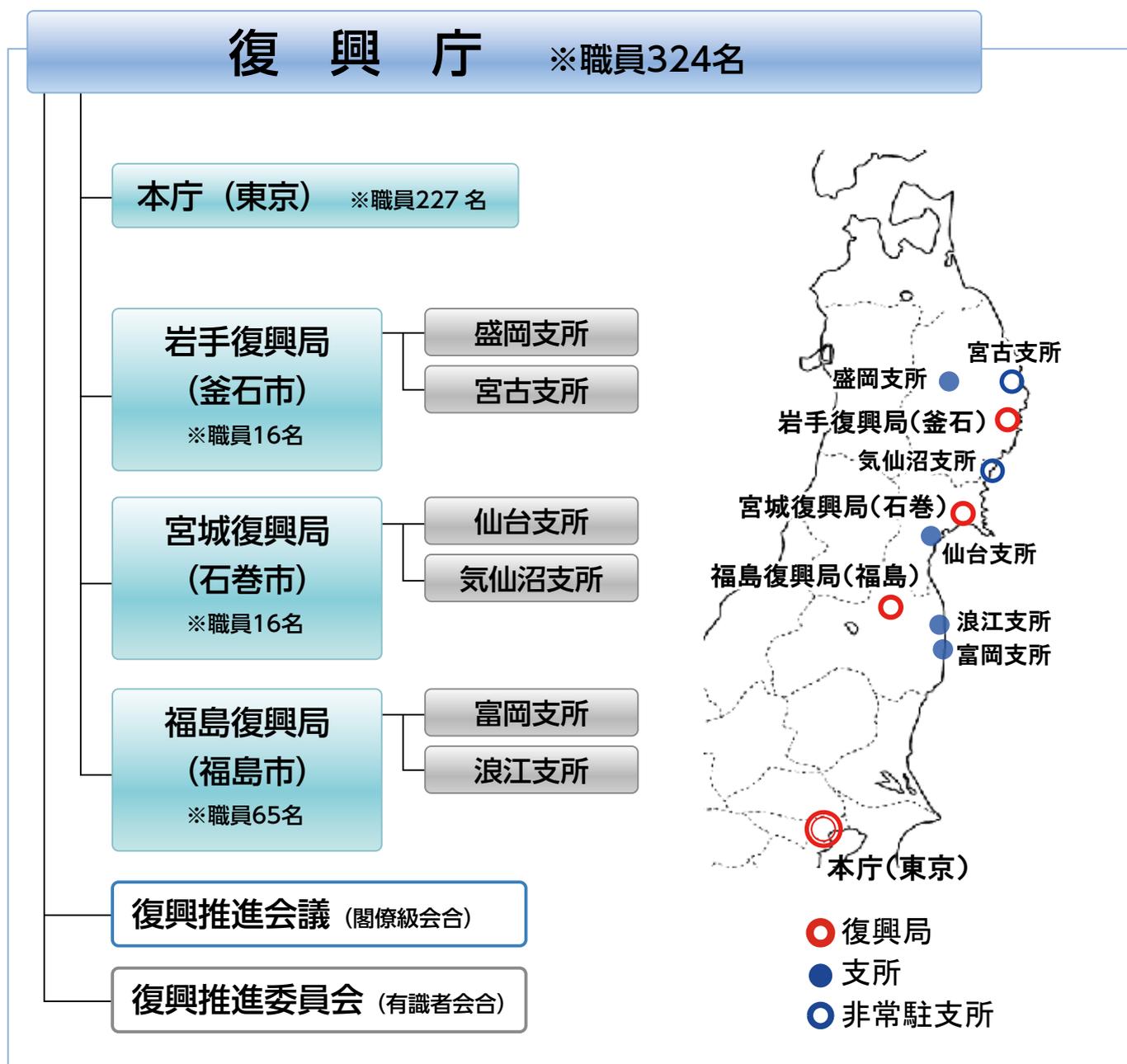


## 復興庁の役割

復興庁は、一刻も早い東日本大震災からの復興を成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果敢に復興事業を実施するための組織として、内閣に設置された組織です。

復興庁は、（１）復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、（２）地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担います。

## 復興庁の体制



※ 令和6年11月時点（職員数には非常勤職員等を含む。）

# 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和6年3月19日閣議決定 ※令和3年3月9日に閣議決定した方針の3年目見直し)

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

## 基本姿勢及び各分野の取組

### 1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

→ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

- **ハード事業**
  - ・概ね完了済、未完了の一部事業は完了までの間、支援を継続
- **被災者支援（心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等）（※）**
  - ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続
- **子どもの支援（教職員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援）（※）**
  - ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
  - （※）第2期期間内に終了しないものは、政府全体の総合的な活用も含め、支援のあり方を検討、適切に対応
- **住まいとまちの復興**
  - ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続 ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し
- **産業・生業**
  - ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援（対象の限定・重点化） ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援
- **地方創生との連携強化**
  - ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

### 2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要

→ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

- **事故収束**
  - ・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施 ・ALPS処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応
- **環境再生に向けた取組**
  - ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等 ・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進
- **帰還・移住等の促進、生活再建等**
  - ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続 ・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進
- **福島イノベーション・コースト構想の推進**
  - ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進
- **福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進**
  - ・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進（R5.4 設立）
- **事業者・農林漁業者の再建**
  - ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
  - ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信 ・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進 ・ALPS処理水放出後の正確な情報発信等の推進

### 3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備 ・とりまとめを実施した効果的な復興の手法・取組の整理、復興の変遷、進捗状況、評価・課題を関係機関等へ普及・啓発

## 事業規模と財源

- ・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度
- ※ 原災地域は適切な時期に見直し、必要な復興事業に支障のないよう財源を確保

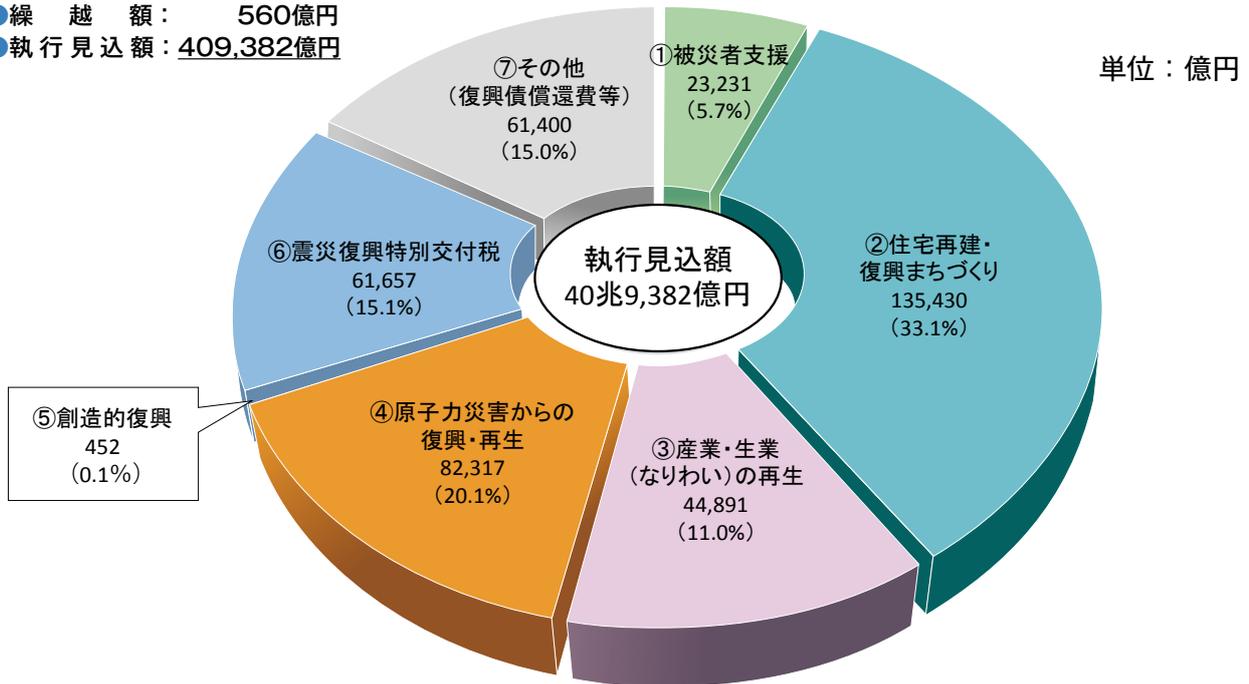
## 組織

- ・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転 ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

※「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和6年3月19日閣議決定）の詳細は、<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/sub-cat12-1/20240329132430.html>

# 東日本大震災復興関連予算の執行状況（平成23年度～令和5年度）

- 支出済歳出額：408,822億円
- 繰越額：560億円
- 執行見込額：409,382億円



（参考）平成23年度～令和5年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は 32.2兆円程度  
 ※復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

## 令和7年度東日本大震災復興特別会計予算案の概要

### 復興特別会計 (6,592億円)

#### 他省所管 (1,728億円)

- 復興特別交付税 659億円
- 予備費 800億円
- 復興債費 270億円

#### 復興庁所管 (4,864億円)

##### 復興庁執行分 (857億円)

- 被災者支援総合交付金 77億円
  - 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策\* 20億円
  - ハンスオン型ワンストップ土地活用推進事業 1億円
  - 復興特区支援利子補給金 3億円
  - 福島再生加速化交付金 599億円
  - 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 52億円
  - 「新しい東北」普及展開等推進事業 2億円
  - 「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信強化事業 2億円 等
- ※加速化交付金の内数を含む

##### 他省庁執行分（復興関係事業費の一括計上） (4,008億円)

- 被災者支援 122億円
- 住宅再建・復興まちづくり 675億円
- 産業・生業（なりわい）の再生 358億円
- 原子力災害からの復興・再生 2,693億円
- 創造的復興 160億円

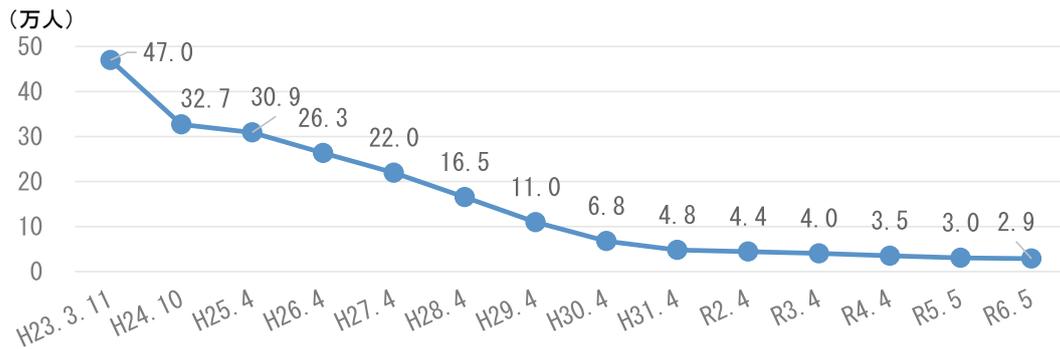
# I 被災者支援、子どもの支援

## これまでの実績

### ○避難者数の推移・仮設住宅等への入居状況

- ・避難者数は発災直後の約47万人から、約2.9万人（令和6年11月1日現在）に減少。
- ・避難所から仮設住宅、公営住宅等への入居を経て、恒久住宅への移転が進み、仮設住宅等の入居戸数は最大123,723戸から539戸（令和6年12月現在）に減少。

#### 避難者数



#### 仮設住宅等への入居戸数の推移



## 主な取組

### 被災者支援

#### 1 コミュニティ形成支援

～恒久住宅への移転後のコミュニティ形成を円滑に進めるための活動を支援

- 例
- ・災害公営住宅の入居者同士の交流会や、地元町内会との関係づくりやイベント開催による交流支援を実施（岩手県盛岡市）
  - ・住民自治組織の設立や課題解決等に関する支援を行う地域づくりアドバイザーによる地域住民への助言・提言を実施（宮城県石巻市）
  - ・双葉郡等からの長期避難者向けの災害公営住宅入居者と地域住民とのつながりを深める場づくり等を支援（福島県いわき市）



## 2 心の復興

～被災者自らが参画し、活動する機会を創出し、人とのつながりや生きがいを持つことができる活動への支援



- 例
- 被災者の参画による心の復興事業（岩手県）  
…被災者が前向きに生活することを支援するため、ミニコンサートなどの文化芸術や花壇づくりなどの地域の環境整備を通じた交流事業を実施。
  - 花の香るまちづくり事業（宮城県東松島市）  
…被災者が花を植える作業を地域住民と協働で行うことで、一体感・充実感を共有し、孤立化の防止や友人づくりに繋げる。

## 3 心のケア支援

被災3県において、心のケアセンターを設置し、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士などの専門家の多職種チームを構成し、被災者の心のケアに関する取組を実施。

具体的には、

- ① 被災者へのアウトリーチを含む相談支援
- ② 自治体職員等支援者への支援
- ③ 人材育成・研修
- ④ 心の健康に関する普及啓発 等を実施。



### 岩手県こころのケアセンター (5か所)

実施団体：岩手医科大学

中央センター、久慈地域センター、  
宮古地域センター、釜石地域センター、  
大船渡地域センター

### みやぎ心のケアセンター (3か所)

実施団体：宮城県精神保健福祉協会

基幹センター、石巻地域センター、  
気仙沼地域センター

### ふくしま心のケアセンター (5か所)

実施団体：福島県精神保健福祉協会

基幹センター、浜通り北方部センター、  
浜通り南方部センター、県北方部センター、  
県中県南・会津方部センター

## 4 被災者生活支援

～災害公営住宅等で暮らす被災者の日常生活上の困りごとに対応

- 「いわて被災者支援センター」を設置し、専門家（弁護士等）や関係機関（市町村、市町村社会福祉協議会など）と連携し、被災者一人ひとりの状況に応じた支援を実施（岩手県）
- 入居者等（特に車など移動手段を持たない方）の買い物や通院等の移動手段を確保し、日常生活を豊かにすることや、町民交流施設に停留場所等を設けることにより、施設の利用促進やそれに伴うコミュニティ形成構築にもつなげる（福島県飯舘村）



## 5 県外避難者支援

～県外に避難された方の帰還・生活再建に向けた相談支援などを実施

- 例
- 県外避難者が身近な場所で相談できる「生活再建支援拠点」の設置（全国26か所で全国をカバー）
  - 福島の復興に向けた動きや避難者支援に関する情報誌を提供
  - 避難者同士や帰還者との交流会（福島県及び避難先の都道府県で実施）



## 子どもの支援

被災した子どもに対する心のケア・学習支援・経済的支援を行うため、一般事業に加え、

- ① 被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための「教職員加配」
- ② 被災した児童生徒等の心のケアや教職員・保護者等への助言・援助等を行う「スクールカウンセラー等の配置」
- ③ 被災により経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図る「就学支援」に関して、被災地を対象とした特別な事業を実施

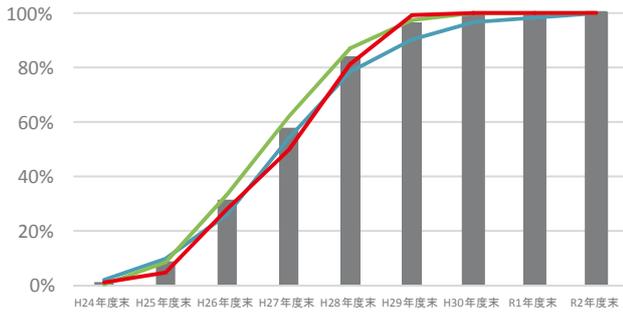


# Ⅱ 住まいとまちの復興

## これまでの実績と主な取組

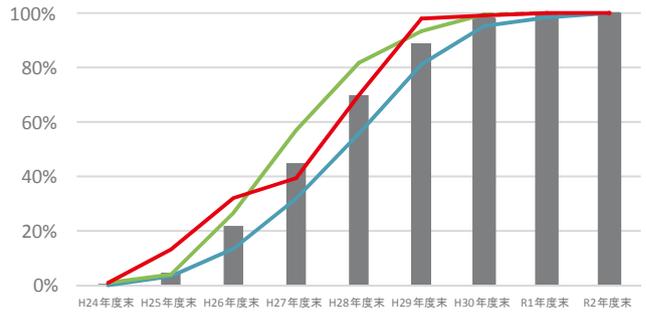
地震・津波被災地域では、生活に密着したインフラの整備は概ね完了。  
 住まいの再建も、災害公営住宅や宅地の整備が令和2年で完了。  
 (帰還者向けの災害公営住宅を除く。)

### 災害公営住宅 整備完了進捗率



■ 被災8県 — 岩手県 — 宮城県 — 福島県  
 ※被災8県：岩手県、宮城県、福島県の3県その他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県。

### 民間住宅等用宅地 造成工事完了進捗率



■ 3県合計 — 岩手県 — 宮城県 — 福島県  
 ※「民間住宅等用宅地」：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地。

データについてはR3.3末時点。

### 災害公営住宅



岩手県大槌町（大ケ口地区）

### 防災集団移転促進事業



岩手県宮古市（田老地区）

### 漁業集落防災機能強化事業



宮城県女川町（大石原浜地区）

### 道路



復興道路  
 (三陸沿岸道路  
 (気仙沼港～唐桑半島))

### 鉄道



JR常磐線  
 (双葉駅)

### 港湾



仙台塩釜港  
 (仙台港区中野地区)

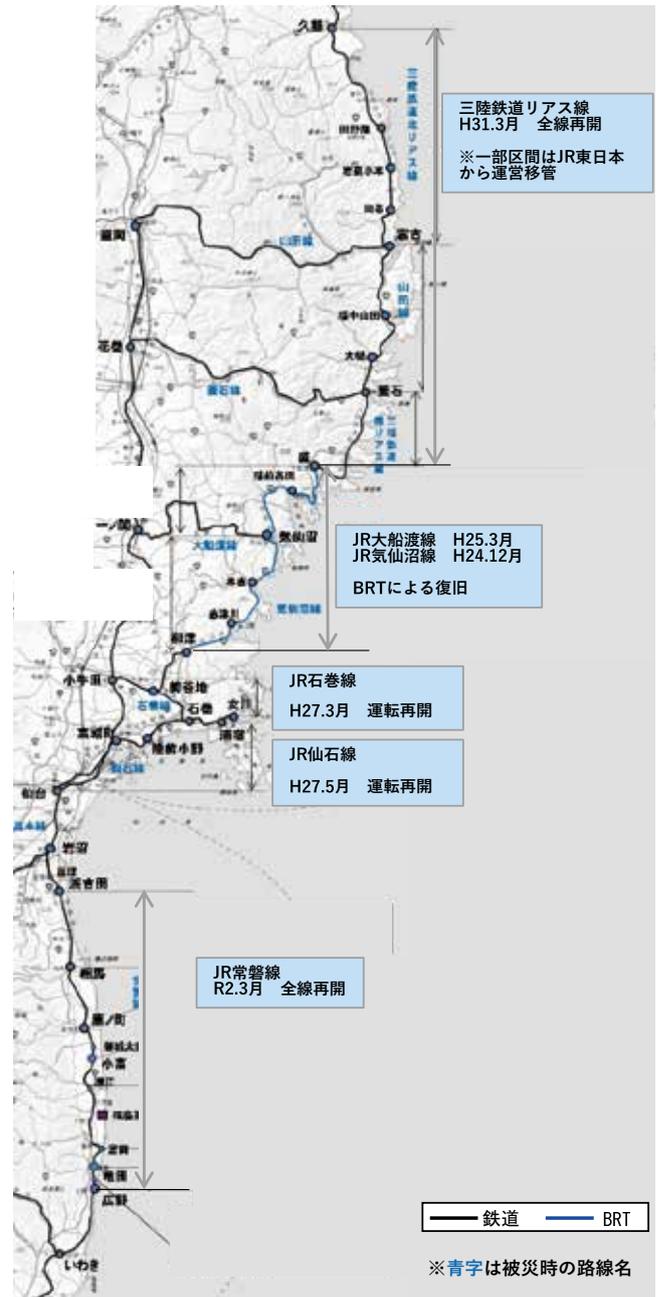
## 復興道路・復興支援道路の開通状況 (令和6年11月時点)

○令和3年12月18日の三陸沿岸道路（普代IC～久慈IC間）の開通をもって、延長約570kmが全線開通。



## 公共インフラの復旧・復興の進捗状況(鉄道) (令和2年3月時点)

○三陸鉄道リアス線は、平成31年3月23日に宮古～釜石駅間が再開（JR東日本から運営移管）したことにより全線再開。  
JR常磐線は、令和2年3月14日に浪江～富岡駅間が再開したことにより全線再開。  
これにより、東日本大震災により被災した鉄道はBRTによる復旧を含め全て復旧。

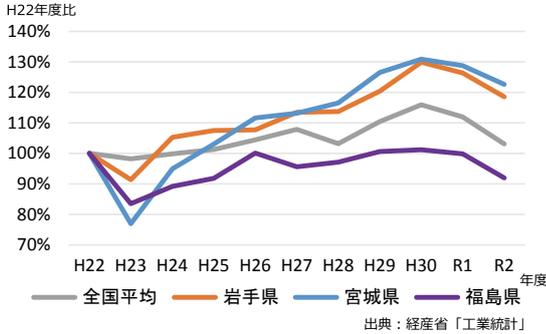


# Ⅳ 産業・生業(なりわい)の再生

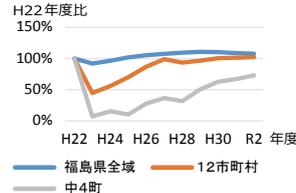
## これまでの実績

### ① 製造品出荷額等・総生産の回復状況

#### 製造品出荷額等の推移



#### 福島県の総生産推移



・被災3県の製造品出荷額等や、岩手県、宮城県の前生産は、概ね震災前の水準まで回復した。

・福島県の総生産については、12市町村のうち4町（浪江町、富岡町、大熊町、双葉町）の回復は、依然として低い水準にとどまる。

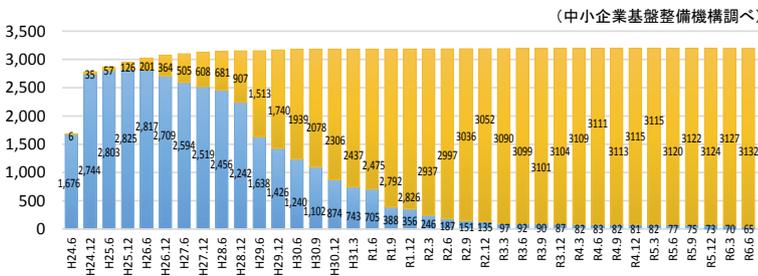
#### 岩手県の総生産推移



#### 宮城県の総生産推移



### ② 仮設商店・工場等の入居者数



- ※1 12市町村・・・川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
  - ※2 岩手県沿岸部・・・洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
  - ※3 宮城県沿岸部・・・気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町
- 出典：各県「市町村民経済計算」

- ・入居事業者の仮設施設から本施設への移行が進んでいる。
- ・令和6年6月時点で、仮設施設から累計3,132事業者が退去し、入居者は65事業者となった。

## 主な取組

### 中小企業等グループ補助金 ～地域経済の核となる中小企業等グループの施設・整備の復旧を支援

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の738グループ、11,878件の支援を実施（総額：5,342億円）。（令和6年12月時点）

### 二重ローン対策

- 被災事業者の二重ローン問題に関し、震災前債権の買取等を通じて事業再生を支援。
- (株)東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が連携して対応。

#### 東日本大震災事業者再生支援機構（震災支援機構）

○支援対象 ※平成24年2月設立、同年3月から業務開始  
**産業復興機構による支援の対象とすることが困難なもの**  
 ・小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者を重点的な対象とする  
 対象地域：岩手、宮城、福島各全県の他、北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村（14都道府県、351市町村）

連携/案件の引継ぎ

#### 産業復興相談センター・産業復興機構

○支援対象：中小企業者等  
 ・被災各県に設置され、各県の実情に応じた対応を実施  
 （※出資約束金額総額ベース）  
 岩手産業復興機構（平成23年11月11日設立）：100億円  
 宮城産業復興機構（平成23年12月27日設立）：100億円  
 福島産業復興機構（平成23年12月28日設立）：100億円  
 茨城産業復興機構（平成23年11月30日設立）：50億円  
 千葉産業復興機構（平成24年3月28日設立）：20億円

### 【二重ローン対策の支援実績】（令和6年9月末時点）

#### 震災支援機構

- ・支援決定（令和3年3月31日まで）：747件  
 （うち債権買取：712件 1,327億円、債務免除：528件 664億円、支援完了356件）

#### 産業復興相談センター・産業復興機構

- ・関係金融機関等による金融支援の合意取付件数：1,491件  
 （うち債権買取（令和3年3月31日まで）：339件、債権買取以外の金融支援の合意取付件数：1,152件）

## 企業立地補助金

### 自立・帰還支援雇用創出 企業立地補助金

(平成 28 年度～)  
(総額 1,292 億円)  
・対象地域：  
福島県 12 市町村の避難指示区域等  
・交付決定件数：135 件  
  
(令和 6 年 3 月末時点)

### 津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

(平成 25 年度～)  
(総額 2,090 億円)  
・対象地域：  
福島県全域（避難指示区域等を  
除く）及び津波浸水地域（青森  
県、岩手県、宮城県、茨城県）  
・交付決定件数：545 件  
※ R5 年度で公募終了  
  
(令和 6 年 12 月末時点)

### ふくしま産業復興 企業立地支援事業

(平成 23 年度～)  
(総額 2,102 億円)  
・対象地域：福島県  
・交付決定件数：589 件  
※ R2 年度で公募終了  
  
(令和 6 年 7 月末時点)

### 原子力災害周辺 地域産業復興 企業立地補助金

(平成 24 年度～)  
(総額 140 億円)  
・対象地域：  
宮城県、栃木県、茨城県  
・交付決定件数：75 件  
※ H26 年度で公募終了

## 商店街の再生

### 共同店舗型商業施設の整備による支援

#### 津波企業立地補助金、自立帰還支援補助金を活用

##### ○ 民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設が整備。



シーパルピア女川（宮城県女川町）



南三陸さんさん商店街（宮城県南三陸町）



キャッセン大船渡（岩手県大船渡市）



浜風きらら（福島県いわき市）

##### ○ 公設民営型商業施設

福島 12 市町村の自治体が整備。



さくらモールとみおか（福島県富岡町）



ここなら笑店街（福島県檜葉町）



いいたて村の道の駅まてい館（福島県飯館村）



小高ストア（福島県南相馬市）

### 本設店舗の自立再建支援

#### グループ補助金を活用

##### 【支援実績（商店街向け）】

(令和 6 年 12 月時点)

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	16グループ	473事業者	9市町村
宮城県	17グループ	176事業者	9市町村
福島県	12グループ	467事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合計	46グループ	1,127事業者	27市町村

##### 【個別店舗支援例】

➤ 震災前に事業で使っていた自己所有の建物や設備を復旧するための費用を補助。



新生やまだ商店街（岩手県山田町）

##### 【共同店舗支援例】

➤ 複数の被災事業者が入居する共同店舗を整備するための費用を補助。



タウンポート大町（岩手県釜石市）

## 新規事業の立ち上げ・販路開拓などを支援

### 地域復興マッチング『結の場』

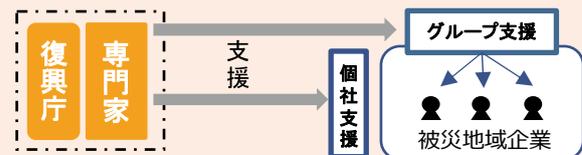
大手企業等と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、被災地域企業の新たな取組を支援。



被災 3 県で、延べ 40 回開催 1,007 件の連携事業が成立

(平成 24 年度から令和 5 年度までの合計)

### 新ハンズオン支援事業



##### 【個社支援】

販路回復・開拓や新商品開発など、被災地域企業の抱える経営課題の改善を支援。324 件を支援。

##### 【グループ支援】

支援案件ごとにグループを組み、助言・指導にとどまらず、企業等と共に事業化を推進。92 件（368 社）を支援。

(支援実績は、いずれも令和 5 年度までの合計)

# これまでの実績

## ③ 農業・水産業の復興状況

### 営農再開可能面積

津波被災農地の復旧状況  
(H28年から農地転用を除き整理)



・津波被災農地は、計画的に復旧事業を進め、96%で営農再開が可能となった。

### 水産加工施設

被災3県で再開を希望する水産加工施設(767施設)  
の復旧状況(R3年は再開を希望する水産加工施設数が減少(774→767))



・被災3県の水産加工業は、再開を希望する施設のうち98%で業務を再開し、製造品出荷額等は95%まで回復した。

### 製造品出荷額等

被災3県の水産加工品の製造品出荷額  
(被災前年比(H22年計))



## 主な取組

### 農業の再生

#### 帰還・移住等環境整備事業(復興庁、福島再生加速化交付金)

原子力災害の影響を受けている地域において、避難指示等を受けた12市町村の住民の帰還等の促進を図るための環境整備として、ほ場整備や農業用施設等インフラ整備を支援。



ほ場整備



カントリーエレベーター



野菜集出荷施設

### 水産業の再生

#### 水産業共同利用施設復興促進整備事業(復興庁、福島再生加速化交付金)

原子力災害の影響を受けている地域において、荷さばき施設や水産加工処理施設等の共同利用施設について、衛生機能の高度化等を図る施設の整備を支援。



荷さばき施設



作業保管施設



水産加工処理施設



さけ・ます種苗生産施設

#### 水産業復興販売加速化支援事業(農水省)

被災地の水産加工業の販路回復等のため、専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等を支援。

① 専門家による個別指導やセミナーの開催支援



② 個別指導を踏まえた新商品開発等に必要な加工機器の整備等の支援



③ 被災地水産加工品の展示商談会の開催支援

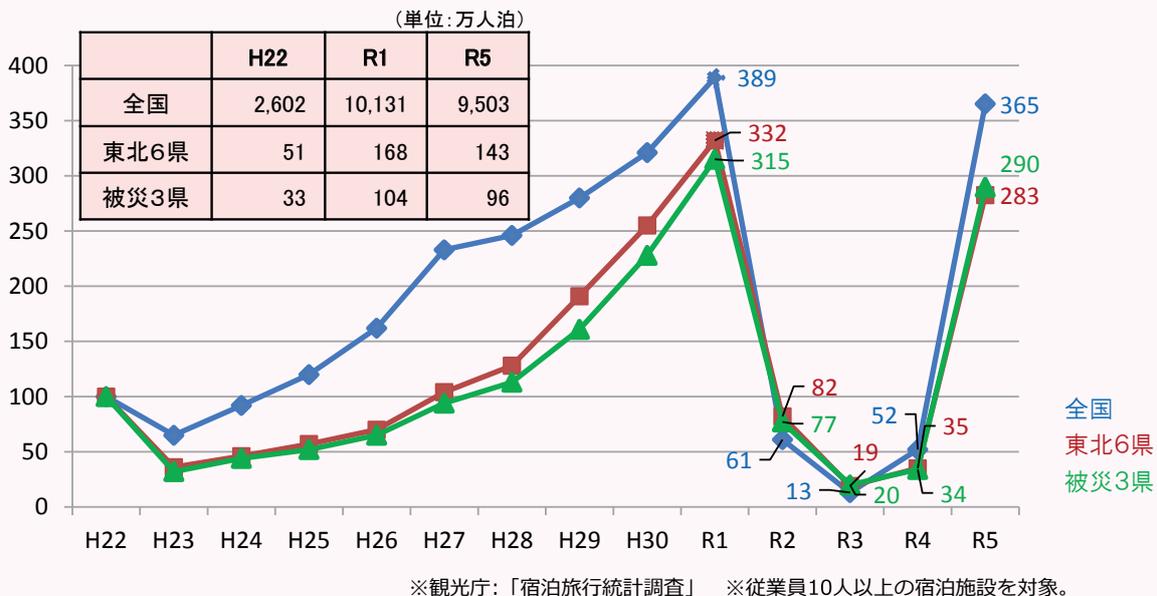


# これまでの実績

## ④ 観光業の復興状況について

### 外国人延べ宿泊者数の推移（H22=100とする）

- ・東北6県の外国人延べ宿泊者数は、令和元年（2019年）に168万人泊となり、令和2年（2020年）までに外国人延べ宿泊者数を「150万人泊」とする政府目標を上回った。
- ・令和2年以降の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる状況が続いていたが、令和4年10月の個人旅行の受入れ再開等を受け、令和5年には被災3県全体でコロナ前の水準の約9割まで回復した。



## 主な取組

### 福島県における観光関連復興支援事業（観光庁）

ー福島県が実施する滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化、観光復興促進のための調査を支援



ホープツーリズム（※）のコンテンツの磨き上げのためモニターツアーを実施  
(写真:大熊町 中間貯蔵施設)

※震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。



タイのバンコクで開催(R5.4.30~5.1)のイベントに出展し福島県をPR

### ブルーツーリズム推進支援事業（観光庁）

ーALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海水浴場等の受入環境整備、コンテンツの充実、プロモーションの実施、ブルーフラッグ認証取得に向けた取組等を支援



海岸駐車場や砂浜での車中泊体験イベント、車中泊グッズのDIYワークショップ開催などを支援  
(写真:高萩市)

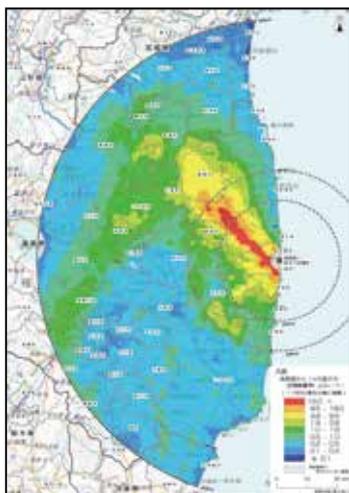


相馬市の天然トラフグ「福とら」のコース料理付き宿泊商品のプロモーションを実施  
(写真:相馬市)

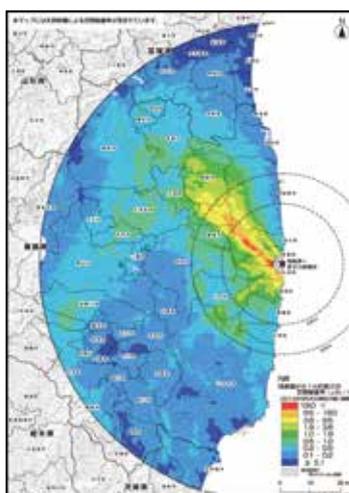
# Ⅳ 原子力災害からの復興・再生

## これまでの実績

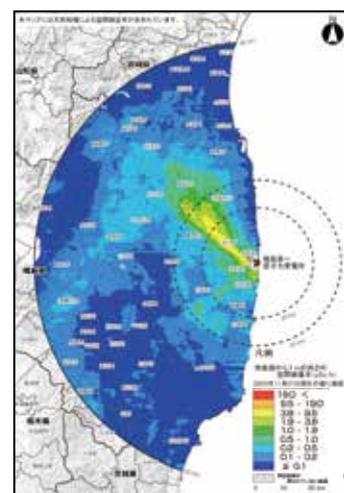
### 空間線量率の低下・除染の進捗



平成23年(2011年)11月時点



平成26年(2014年)9月時点



令和5年(2023年)11月時点

出典：原子力規制庁 福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について

#### <空間線量率の低下>

○測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向。

#### <除染の進捗>

- 平成24年1月から、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染を実施。
- 平成30年3月までに、帰還困難区域を除く8県100市町村で面的除染が完了。
- 特定復興再生拠点区域では除染の進捗は9割を超えており、概ね実施済み(令和6年12月末時点)。

### 避難指示区域の見直しと解除



- 東京電力福島第一原子力発電所の事故発生を受け、避難指示区域等を設定。
- 平成24年4月以降、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3種類に区域を順次見直し(平成25年8月完了)。
- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域において、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」が定められ、除染やインフラ整備等を行い、令和5年11月までに6町村の同区域全てにおいて避難指示を解除。
- 特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」が定められ、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施。
- 避難指示区域は県全体面積の2.2%であり、多くの地域で通常の生活が可能。

## 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップを踏まえ、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出しに向けた内部調査や研究開発など、廃炉に向けた取組が進められている。
- 汚染水対策については、既に凍結が完了した凍土壁やサブドレン等の機能と併せ、1号機～3号機建屋屋根の損傷部の補修及び構内のフェーシング等による重層的な汚染水対策を進めた結果、令和5年度の汚染水の発生量は80m<sup>3</sup>/日（平均的な年間降雨量で評価したとしても90m<sup>3</sup>/日）であり、対策前の汚染水発生量（540m<sup>3</sup>/日）と比較しても約7分の1まで低減している。
- 燃料デブリ取り出しについては、令和6年2月から3月に、1号機において、ドローンによる格納容器内部の気中部調査を実施し、ペDESTAL内の壁や構造物、制御棒駆動機構ハウジングの落下状況等を確認した。
- また、令和6年9月、2号機において、テレスコ式装置を用いて、燃料デブリの試験的取り出しに着手し、同年11月に今回の試験的取り出し作業に成功したところ。原子炉格納容器内の状況や作業経験などから得られる新たな知見を踏まえ、作業を柔軟に見直しつつ、段階的に取り出し規模を拡大していく。
- ALPS処理水の処分について、令和5年8月に海洋放出が開始され、各機関においてモニタリングを実施し、その結果を公表している。令和6年12月現在、10回目の海洋放出が完了し、安全であることが確認されている。
- 海洋放出開始後、国際原子力機関（IAEA）が、安全性レビューミッションを3回実施しているが、「関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかった」等の評価を受けている。

### <各対策の進捗>

#### 廃炉・汚染水対策

##### 使用済燃料プールからの燃料取り出し

- ・3号機、4号機では取り出しを完了。
- 1号機、2号機では取り出しに向けた準備作業を実施中。



1号機  
ダストの飛散防止のために建屋を覆う大型カバーを設置中

2号機  
建屋南側に構台を設置中

●写真出典：経済産業省「廃炉の大切な話」

##### 燃料デブリ取り出し

- ・1号機では令和6年2月から3月にドローンによる原子炉格納容器内部の気中部調査を実施
- ・2号機では令和6年9月10日に試験的取り出しに着手
- ・令和6年11月に今回の試験的取り出し作業に成功



1号機内部調査用の「小型ドローン」及び「無線中継用ヘビ型ロボット」



2号機燃料デブリ試験的取り出し用のテレスコ式装置

●写真出典：廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合/事務局会議資料

##### 汚染水対策

- ・凍土壁、サブドレン等の取組により、ALPS（多核種除去設備）等による浄化処理を行う必要がある水（汚染水）の発生量は大幅に低減。周辺海域の水質も大きく改善



汚染水発生  
のメカニ  
ズムと対策イ  
メージ

●イラスト出典：経済産業省「廃炉の大切な話」

#### 処理水対策

##### ALPS処理水について

ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化したもの。トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう海水で大幅に薄めてから放出する。

##### ALPS処理水の海洋放出のプロセス



##### 海域モニタリングの実施

放出後、関係機関で、海水、水産物等のモニタリングを行っており、これまで人や環境に対して影響がない水準であることを確認しています。



# 主な取組

## 環境再生に向けた取組

### 中間貯蔵施設

- 福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を大熊町・双葉町に整備。
- 令和3年度末までに県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）について、おおむね搬入完了するという目標を達成した。引き続き特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。



### 県外最終処分に向けた取組

- 福島県内の除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。県外最終処分に向けては、減容や再生利用による最終処分量の低減が鍵。これまでの減容技術の開発、再生利用の実証事業等の成果を踏まえ、再生利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等の検討を進めている。



◀飯館村長泥地区の環境再生事業  
・除去土壌を再生資材化して盛土材として使用。その上を農地として利用し、栽培試験や水田試験を実施。  
・野菜等の放射性セシウム濃度は0.1~2.5Bq/kgと、一般食品の基準値である100Bq/kgを大きく下回る測定結果となった。



◀IAEA専門家会合の最終報告書手交  
・令和6年9月10日に、「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関(IAEA)専門家会合」の最終報告書がIAEAフランク課長から伊藤環境大臣(当時)に手交され、公表された。本最終報告書における助言等も踏まえ、県外最終処分に向けた取組を推進していく。

### 放射性物質汚染廃棄物

- 福島県内の特定廃棄物については、特定廃棄物埋立処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を活用した埋立処分を令和5年10月末で完了しており、クリーンセンターふたばでの特定廃棄物の埋立処分を令和5年6月より実施している。



特定廃棄物埋立処分施設(令和6年6月時点)



クリーンセンターふたば(令和6年7月時点)

### 福島再生・未来志向プロジェクト

- 環境再生の取組に加え、地域のニーズに応え、炭素中立・循環経済・自然再興という環境の視点から地域の強みを創造・再発見し、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。

#### 脱炭素×復興まちづくり

福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を実施。



▲Jヴィレッジへの太陽光発電システムの導入

#### ふくしまグリーン復興構想

国立公園・国定公園の魅力向上、只見柳津県立自然公園の国定公園編入、広域周遊の仕組みづくり等の取組の推進等の一環として、尾瀬沼ビジターセンター周辺施設の再整備工事やアクティビティイベント等を開催。



▲尾瀬国立公園の魅力向上



▲広域周遊の仕組みづくり

#### 福島・環境再生に関する発信

復興の現状や福島県が抱える課題を見つめ直し、情報発信することを目的に、福島を訪ね見学するツアーを学生等が自ら企画し、全国から約160名集めたツアーを実施。



▲座談会の様子

## 避難指示解除区域における生活環境整備

○医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備や、新たな住民の移住・定住の促進（「ふくしま12市町村移住支援センター」による住まいや仕事等の情報の発信、移住者に対する住まいの確保の支援、移住支援金の給付など）に取り組んでいる。

### 医療・介護・福祉

平成30年4月 南相馬市  
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開  
平成30年4月 富岡町  
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設  
令和2年4月 大熊町  
「ふたば医療センター附属病院」開設  
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設  
令和3年2月 大熊町診療所 開所  
令和3年12月 小高診療所 開所  
令和4年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所  
令和4年6月 浪江町「ふれあい福祉センター」開設  
令和5年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

### 教育

小中学校等再開：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開  
12市町村内の新規開校など最近の動き：  
平成31年4月 「ふたば未来学園中学校」開校  
令和2年4月 「いいたて希望の里学園」開校  
令和3年4月 「川内小中学園」開校  
令和4年4月 「富岡小学校」開校  
「富岡中学校」開校  
令和4年4月 「檜葉小学校」開校  
令和5年4月 「学び舎ゆめの森」  
大熊町内で学校再開  
(8月～新校舎利用)  
令和6年3月双葉町で町内での学校再開に向けた基本構想をとりまとめ  
令和7年1月「ふたば支援学校(旧富岡支援学校)」が檜葉町内で  
学校再開予定



学び舎ゆめの森

### 働く場

平成30年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所  
令和元年10月 檜葉町 檜葉北産業団地「株式会社エヌピーエス」工場稼働  
令和3年5月 川内村 田ノ入工業団地「大橋機産」稼働  
令和3年9月 浪江町 丸ピン式乾燥調製貯蔵施設 稼働  
令和4年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所  
令和4年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所  
令和5年4月 双葉町 浅野燃糸「フタバスーパーゼロミル」開所  
令和5年7月 南相馬市 下太田工業団地 ARCALIS「GMP準拠のmRNA原薬製造施設」開所

### 交通機関等

〔JR常磐線〕  
令和2年3月 全線再開、Jヴィレッジ駅常設  
〔常磐自動車道〕  
令和2年3月「常磐双葉IC」開通  
〔相馬福島道路〕  
令和元年12月「相馬IC～相馬山上IC」開通  
令和2年8月「伊達桑折IC～桑折JCT」開通  
令和3年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

### 買い物環境

平成29年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業  
平成30年6月 檜葉町 「ここなら笑店街」開業  
令和元年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業  
令和元年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業  
令和2年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業  
令和2年8月 浪江町 「道の駅なみえ」開業  
令和3年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業  
令和5年8月 双葉町 「ファミリーマート双葉町産業交流センター/S店」開業  
令和5年8月 飯舘村 移動販売「セブンあんしんお届け便」開始



道の駅「なみえ」

### 住まい

復興公営住宅  
：計画戸数4,767戸完成  
  
帰還者向け災害公営住宅  
：計画戸数453戸完成



復興公営住宅「日和田団地」

## 長期避難者への生活支援：復興公営住宅

○平成30年度末に4,767戸の整備が完了。引き続き、避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、復興公営住宅の整備やコミュニティ交流員の配置による生活拠点の形成に取り組んでいる。

#### <復興公営住宅の整備>



飯舘村復興公営住宅「飯野町団地」



復興公営住宅「日和田団地」

#### <コミュニティ交流員の配置>



郡山市八山田団地におけるお茶会の様子

## 帰還困難区域の復興・再生

- 福島復興再生特別措置法の改正（平成29年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「**特定復興再生拠点区域**」を定めることが可能となり、以下6町村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を認定。
- 上記計画に基づき、帰還環境整備に取り組み、令和5年11月までに、6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示が解除。
- 特定復興再生拠点区域外についても、福島復興再生特別措置法の改正（令和5年6月）により、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設。
- 上記制度に基づき、令和6年4月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。当該計画に基づき、4町において順次、除染等を開始。引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施。

### 双葉町



- ・特定復興再生拠点区域復興再生計画認定：平成29年9月15日（令和4年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）
- ・特定帰還居住区域復興再生計画認定：令和5年9月29日、令和6年4月23日（変更）

### 大熊町



- ・特定復興再生拠点区域復興再生計画認定：平成29年11月10日（令和4年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）
- ・特定帰還居住区域復興再生計画認定：令和5年9月29日、令和6年2月2日（変更）

### 浪江町



- ・特定復興再生拠点区域復興再生計画認定：平成29年12月22日（令和5年3月31日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）
- ・特定帰還居住区域復興再生計画認定：令和6年1月16日

### 富岡町



- ・特定復興再生拠点区域復興再生計画認定：平成30年3月9日（2023年4月1日に夜の森・大菅地区、11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）
- ・特定帰還居住区域復興再生計画認定：令和6年2月16日

### 飯舘村



- ・特定復興再生拠点区域復興再生計画認定：平成30年4月20日（令和5年5月1日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）

### 葛尾村



- ・特定復興再生拠点区域復興再生計画認定：平成30年5月11日（令和4年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）

## 移住・定住の促進

- 避難指示の長期化の影響などもあり、帰還の意向を有する方が限られている中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる**移住人材の確保**が必要。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要。
- ➡ ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**（令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充）
- ② ふくしま12市町村移住支援センターによる**広域的な取組の実施**
- ③ 12市町村への移住を検討している方々に対する直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金を給付**（令和5年度から子育て世帯に対する支援等を追加）

### 12市町村による取組事例

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

#### ○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

#### ○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

#### ○ 受入体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

#### ○ 移住セミナー・体験ツアーの実施

移住のきっかけの提供や、移住後生活のイメージを具体化

### ふくしま12市町村移住支援センターによる情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するポータルサイト「#未来ワークふくしま」を運用
- ポータルサイトに加え、各種SNS、タレント等を活用したYouTube動画プロモーションなど、様々なメディアを活用
- 先輩移住者へのインタビュー記事及び移住者向け求人情報、空き家物件や家賃相場等の住まい情報を総合的に発信
- 移住セミナーや移住体験ツアーの実施により、12市町村の魅力のPRや移住に係る疑問等の解消のほか、移住後におけるミスマッチを軽減



【Webサイト】 <https://mirai-work.life/>

### 個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金を給付**

## 福島イノベーション・コースト構想の推進

- 平成26年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「**福島イノベーション・コースト構想**」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。平成29年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 本構想においては、例えば廃炉作業のためのロボット技術等が他の課題解決にも活用され、育成された専門人材が新技術・新産業の牽引役となり、**地域の復興を支える**ことを企図している。加えて、地域のエネルギーや農林水産業等のプロジェクトを苗床として、新たな研究・産業拠点を整備し、**将来的な新技術や新産業の創出に繋げていく**。

### 重点6分野

#### 廃炉

#### 国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）



楡葉遠隔技術開発センター

#### ロボット・ドローン

#### 福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町） ※R7年4月にF-REIに統合予定



#### エネルギー・環境・リサイクル

#### 先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R) (浪江町)

#### 農林水産業

#### ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



#### 医療関連

#### 技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

#### 航空宇宙

#### 次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

### 具体的取組

#### ① 産業集積

- ・ビジネス創出支援
- ・技術開発・実用化支援 等

#### ② 教育・人材育成

- ・イノベ構想と連動したキャリア教育
- ・トップリーダー育成 等

#### ③ 交流人口の拡大

- ・地域と連携した新たな魅力創造等
- ・による来訪者の促進 等

#### ④ 情報発信

- 「東日本大震災・原子力災害伝承館」を起点とする情報発信 等

### 取組の3つの柱

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

# 福島国際研究教育機構 (F-REI)

## F-REIの概要

【福島国際研究教育機構 (F-REI) Webサイト】 <https://www.f-rei.go.jp/>

- 福島国際研究教育機構 (Fukushima Institute for Research, Education and Innovation略称:F-REI (エフレイ)) は、福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人として、令和5年4月1日に設立。
- 福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。



## 第一期中期計画

- 第一期中期計画において、期間中の研究開発等の事業規模としては、1,000億円程度が想定されており、計画期間の最終年度には、50程度の研究グループによる研究体制を目指すこととしている。



## F-REIの最近の動き

○研究開発の委託研究を進めるとともに、産業化や人材育成、多様な主体との連携に向けた取組を実施している。

### 研究開発課題

#### ① ロボット分野

- ・困難環境下でのロボット・ドローン活用促進に向けた研究開発事業
- ・フィールドロボット等の市場化・産業化に向けた性能評価手法の標準化事業
- ・廃炉向け遠隔技術高度化及び宇宙分野への応用事業 など

#### ② 農林水産業分野

- ・土地利用型農業における超省力生産技術の技術開発・実証
- ・輸出対応型果樹生産技術の開発・実証
- ・施設園芸におけるエネルギー循環利用技術体系の構築と実証
- ・化学肥料・化学農業に頼らない耕畜連携に資する技術の開発・実証
- ・未利用農林水産業資源を活用した新素材の開発 など

#### ③ エネルギー分野

- ・ネガティブエミッションのコア技術の研究開発・実証
- ・バイオ統合型グリーンケミカル技術の研究開発
- ・水素エネルギーネットワーク構築に関する研究開発

#### ④ 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用分野

- ・加速器を活用したRIの安定的かつ効率的な製造技術の開発
- ・RIで標識した診断・治療薬に関する研究開発
- ・農作物の生産性向上や持続可能な作物生産に資するRIイメージング技術の開発及び導き出される生産方法の実証

#### ⑤ 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野

- ・環境中の放射性物質の動態への人間活動の影響・移行抑制対策効果の評価手法開発
- ・原子力災害からの復興に向けた課題の解決に資する施策立案研究
- ・福島県浜通り地域におけるまちづくり研究及びラーニング・コミュニティハブ整備事業

### 産業化に向けた取組

福島をはじめ東北や全国の企業、研究者、市町村等が交流する場としてF-REI産学官ネットワーク・セミナーを開催。

F-REIの役員等が、市町村長や住民、企業・団体等と直接対話する市町村座談会を開催。



### 人材育成に向けた取組

F-REIの役員等が、学生・生徒に対して最先端の科学技術の魅力と可能性等に関する講義を行うF-REIトップセミナーを開催。

科学の楽しさを伝えるとともにF-REIの知名度向上を図るため、小中学生及びその親を対象とした科学実験教室を開催。

東北大学医学研究科への連携講座設置に関する協定を締結。



### 多様な主体との連携に向けた取組

福島復興再生特別措置法第109条に基づき、新産業創出等研究開発協議会を開催。

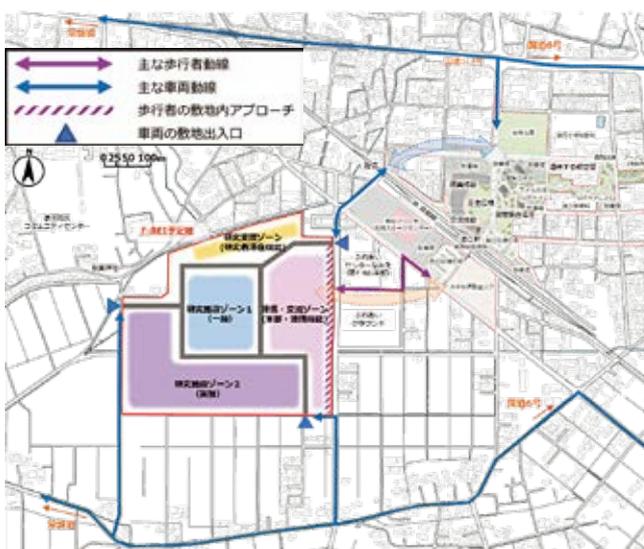
大学、教育機関、研究機関、市町村等との連携を進めるため、連携協力に関する基本合意書等を締結。



## F-REI本施設の整備

○F-REIが着実に業務を本格実施できるよう、F-REIの当初の施設整備は国が行うこととしている。

○復興庁設置期間内での順次供用開始を目指すこととし、さらに可能な限り前倒しに努めることとしている。



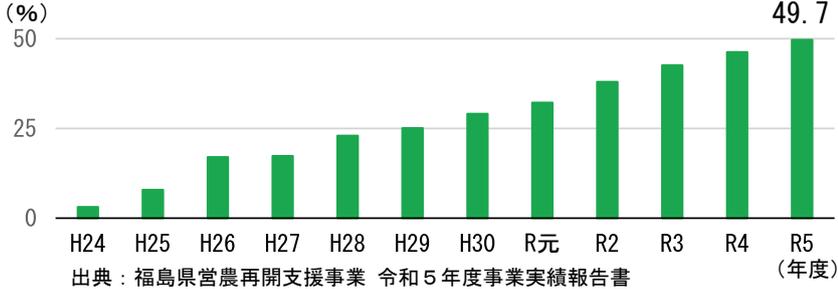
出典：国土地理院  
浪江駅周辺整備計画部分出典：浪江駅周辺整備事業の平面図（令和5年2月3日区域変更）を加工  
※ゾーニング図/動線図は現時点での想定であり、今後の詳細検討等に併い変更する可能性がある。

ゾーン名	主な施設	
連携・交流ゾーン	本部施設	管理・運営を担うための施設
	本部機能支援施設	F-REI関係者の研究活動・職務を支援するとともに、F-REIの活動や研究成果を広報・展示するための施設
	図書・情報施設	研究者等が文献調査を行うほか、研究データの保管等のためのサーバーを設置するための施設
	講堂・ホール施設	研究成果の発表や人材育成のための講義、見学者等の来訪者への情報発信等を行うための施設
研究支援ゾーン	短期宿泊施設	連携大学院制度による大学院生や共同研究等のためのポスドクター等が一時的に滞在するための施設
研究施設ゾーン1	研究実験施設	F-REI研究者や共同研究者等が日常的に滞在し、研究活動を行うための施設
研究施設ゾーン2	固有実験施設	F-REI研究者や共同研究者等が高度な研究活動を行うための施設

福島国際研究教育機構の施設基本計画（令和6年1月30日復興大臣決定）を加工して作成

## 福島県の農業・水産業の再生状況

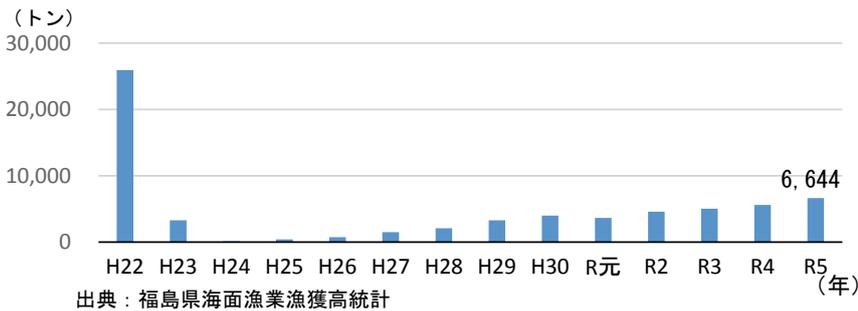
### ○原子力災害被災12市町村の営農再開面積割合



・原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の49.7% (令和5年度末時点)\*

※平成23年12月末時点における営農休止面積に対する割合

### ○福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量



・震災直後、県内の漁業協同組合が、全ての沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の操業を自粛。

・放射性物質調査の結果を踏まえ、安全性が確保できることが確認された魚種の試験操業を平成24年6月から開始。順次漁業種類・対象種・海域を拡大し令和3年3月に試験操業を終了。本格操業へ向け水揚の拡大を図っている。

## 風評対策

- 科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別を解消すべく、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。この戦略に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、工夫を凝らした情報発信を実施している。
- ALPS 処理水の海洋放出については、令和3年8月20日の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において取りまとめた「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」や、令和5年9月4日に各省連名で取りまとめた「水産業を守る」政策パッケージを踏まえて、政府一丸となり対策を進めていく。
- また、原発事故に伴い、諸外国・地域において講じられた輸入規制は、原発事故直後の55か国・地域に対し、49か国・地域が規制を撤廃、6か国・地域が継続(令和6年10月現在)。ALPS 処理水の海洋放出に伴い、水産物の輸入規制を強化している国・地域もあることから、引き続き政府一丸となって科学的根拠に基づく情報の発信を行っていく。

## 復興庁におけるこれまでの主な取組状況

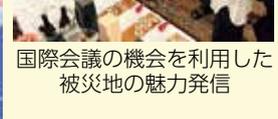
- ・放射線の基礎知識やALPS処理水の安全性、「三陸・常磐もの」をはじめとする地元産品や地域の魅力等について、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等の媒体を活用して情報発信。
- ・福島県外の親子に、福島の海の魅力を体感してもらう釣り大会を開催。
- ・大消費地圏等におけるイベントに出展し、復興の現状や「三陸・常磐もの」など地域の魅力を発信。
- ・太平洋・島サミット等、国際会議の機会を利用した被災地の魅力発信、動画の配信、福島県産品の魅力を発信するイベントの開催など海外向け対策。



ポータルサイト「福島の今」



海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」



動画の配信、テレビ・ラジオ番組の放送

国際会議の機会を利用した被災地の魅力発信

# V 復興の姿と震災の記憶・教訓

## 主な取組

### 1 知見の活用

#### 「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」の公表

東日本大震災から10年が経過する中、その教訓を継承し、今後の大規模災害への対応に活用できるように、「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」をとりまとめ、令和3年3月に公表。

発災から10年が経過し、復興に係る様々な取組が行われる中で、教訓や知見が蓄積

来るべき大規模災害に備え、教訓・知見の関係機関等との共有、活用に期待

「教訓・ノウハウ集」の作成



特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 復旧・復興に係る官民の膨大な取組事例※を収集・調査。</li><li>○ 研究者の専門的知見も踏まえ、事例から教訓・ノウハウを抽出。</li><li>○ 地方公共団体の職員等に向けて、簡潔かつ実践的に記述。</li><li>○ 成功事例だけでなく、残された課題も記述。</li></ul> <p>※原子力災害に係る事例については、地震・津波災害と課題が共通するものを除き収集対象としていません。</p>
構成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ マトリックス表：「被災者支援」「住まいとまちの復興」「産業・生業の再生」「協働と継承」の4分野ごとに、課題の発生時期及び各課題の相関関係を表形式で整理。</li><li>○ 本文：66の「課題」ごとに、「状況」と「取組」、導かれる「教訓・ノウハウ」を記述。</li><li>○ 事例個別票：本文で紹介された「取組」について個別・詳細に紹介。</li></ul>

#### 教訓・ノウハウ集の活用

##### 1. 地方公共団体への普及展開

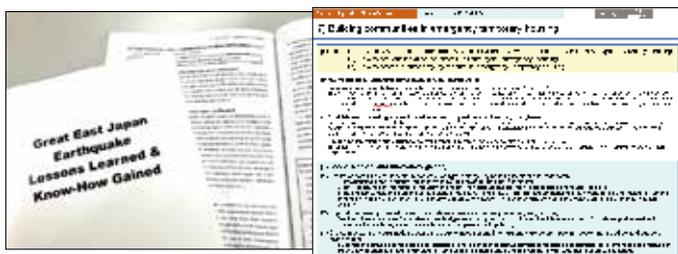
- ・岩手県・宮城県・福島県と3県の各市町村、その他の地方公共団体に教訓・ノウハウ集を共有。
- ・地方公共団体から、現場の経験を踏まえた意見や特に参考としたい事項等について意見を聴取し、整理してフィードバック。

##### 2. 関係省庁との連携

- ・教訓・ノウハウ集に関する関係省庁との意見交換等を通して、復興に係る知見の継続的な収集・整理を行い、更なる普及展開を検討・実施。

##### 3. 海外への知見の展開

- ・海外にも広く知見を展開するため、教訓・ノウハウ集の英訳版を作成。
- ・復興庁との「持続可能な都市復興」の推進及び協力関係の継続に係る覚書締結のために来日していたウクライナ副首相に、英訳版を手交するとともに、令和5年2月に大地震に遭ったトルコ・シリア両国の大使館にも提供。
- ・さらに各国で活用できるよう、各国の在外公館に概要版を共有。



全500ページ超の「教訓・ノウハウ集」については、日英両言語で概要版も作成し展開

※「東日本大震災の教訓継承」の詳細は、<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-22/index.html>

## 東日本大震災からの復興政策10年間の振り返り

東日本大震災の教訓を継承するため、復興庁として、第1期復興・創生期間終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、これまでの10年間の復興政策を振り返り、その評価や課題をとりまとめ、公表（令和5年8月）。

### 〔目的〕

- ① 復興庁のみならず、各府省の取組を含め、**復旧・復興施策を網羅的に整理**  
※ 政府の組織や法制度等の経緯・変遷を整理  
※ 国の施策を中心に、趣旨、変遷、実績等を整理
- ② 東日本大震災が複合型の災害であったこと等に鑑み、復旧・復興で実施された**過去に例をみない施策の評価や課題のとりまとめ**
- ③ 南海トラフ地震など**今後の大規模災害からの復興にあたって**、東日本大震災の復興政策を参照して、**教訓として活用**できるよう、とりまとめ、記録として後世に残す

### 〔とりまとめの構成〕

- 総論（復興庁設置前/後に分けて整理）  
震災の概要、組織体制、法制度、予算財源等
- 新たな取組  
復興交付金、加速化措置、被災者支援総合交付金等
- 各論（被災者支援/住まいとまちの復興/  
産業・生業の再生/協働と継承）  
地震・津波被災地域を中心に、原子力災害地域についても共通事項はあわせて整理
- 原子力災害固有の対応  
除染風評払拭等について整理、  
帰還・移住等促進、  
その他関連資料



## 令和6年能登半島地震に対する東日本大震災の復興に係る知見の提供について

復興庁では、常駐・非常駐の職員を、現地への派遣を含め能登半島地震対応に従事させてきたことに加え、能登半島地震の復興において、東日本大震災の復興の教訓・知見を活用いただくため、参考になるような事例提供や、東日本大震災の復興に尽力された経験者による講演会を行っている。

### 「東日本大震災 復興政策10年間の振り返り」の提供

- 石川県知事、珠洲市長、能登町長に本書を手交するとともに、石川県内の被災自治体に配布。  
(石川県知事4/9、珠洲市長と能登町長は6/5)



石川県知事、珠洲市長に「復興政策 10年間の振り返り」を手交

### 東日本大震災からの復興に尽力された経験者による講演会の開催

- 石川県金沢市において、宮城県女川町長に女川町の復興に対する考え方と取組について6月末に講演いただいた。
- 石川県内自治体の復興部局担当者である聴講者からは、
  - ・東日本大震災からの復興において、前向きに取り組まれてきた町長の生の声に、励ましをもらった
  - ・東日本大震災の復興の足取りから、能登半島地震からの復興を想像した等の意見・感想をいただいた。



日時：令和6年6月24日(月) 13:30~15:00  
講演者：女川町長 須田善明氏  
テーマ：復興に対する考え方と取り組み～被災地復興の1事例として～

## 2 国営追悼・祈念施設

○東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備。



### 整備状況

**【岩手・宮城】**  
令和2年度末に整備完了し、維持管理を開始

**【福島】**  
令和7年度内での完成を目指し整備  
※令和3年1月に一部利用開始

## 3 震災伝承施設

○震災伝承施設とは、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設のことであり、それぞれの地域の被害状況や防災・減災の知識等を発信してきた。

○令和5年3月、こうした被災地の震災伝承施設を紹介し、東日本大震災の教訓から災害への学びと備えを知っていただくため、復興庁において、「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」を発行。

被災3県の自治体、教育機関（小中高大学等）、観光案内所、全国の県教育委員会、都道府県防災部局、公立図書館等へ配布。



【るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド】



津波遺構たろう  
観光ホテル



高田松原  
津波復興祈念公園



山元町震災遺構  
中浜小学校



石巻南浜  
津波復興祈念公園



震災遺構  
浪江町立戸戸小学校



東日本大震災・  
原子力災害伝承館

# 東日本大震災からの復興に向けた道のり

主な指標	集中復興期間					
	2011 3月・5月・7月・9月・11月・1月・3月	2012 3月・5月・7月・9月・11月・1月・3月	2013 3月・5月・7月・9月・11月・1月・3月	2014 3月・5月・7月・9月・11月・1月・3月	2015 3月・5月・7月・9月・11月・1月・3月	2016 3月・5月・7月・9月・11月・1月・3月
<b>避難者</b> (避難者数)	避難所開設 仮設住宅設置 仮設住宅概ね完成 被災3県の避難所概ね解消 47万人	仮設住宅関連の環境整備 34万人	31.3万人	26.4万人	22.5万人	17.1万人
<b>災害廃棄物(がれき)の撤去、及び処分</b> ※福島県は避難指示区域を除く (がれき処理・処分量)	居住地近のがれき撤去 仮置場へ運搬 居住地近のがれき概ね撤去 6%	がれきの処理・処分 58%	(岩手県) 100% (宮城県) 100%	(福島県) 97%	(福島県) 97%	
(津波堆積物の処理・処分量)	仮置場へ運搬	津波堆積物の処理・処分 4%	32% (岩手県) 100% (宮城県) 100%	(福島県) 97%	(福島県) 97%	
<b>インフラ</b>	応急復旧 概ね復旧					
<b>海岸対策</b> (本復旧・復興工事の計画箇所621のうち、着工、完了した箇所数の割合) ※2014年3月末までは、本復旧工事の計画箇所471のうち、着工、完了した箇所数の割合 2019年6月末からは、避難指示区域等として設定した福島県内の12市町村を除く		着工 20% 完了 13%	着工 42% 完了 13%	着工 68% 完了 18%	着工 68% 完了 16%	着工 81% 完了 22%
<b>復興道路・復興支援道路</b> (計画済延長(事業中区間と供用済区間の合計570kmのうち、着工済延長(工事着手したIC間延長)と、供用済延長の割合))			着工 63% 完了 37%	着工 86% 完了 39%	着工 94% 完了 39%	着工 98% 完了 42%
<b>住宅の自主再建</b> (被災者生活再建支援金(加算部分)の支給状況)		7.1万件	9.8万件	11.1万件	11.9万件	12.7万件
<b>まちづくり(防災集団移転、区画整理等)</b> (防災集団移転促進事業での計画決定(大臣同意)地区の割合)、(民間住宅等用地地の供給計画地区数(393地区)、戸数(18,226戸)のうち着工(工事契約)した地区数の割合、及び完成戸数の割合)	まちづくり計画の策定 防災集団移転促進事業の計画策定 同意 1%	同意 100%		着工 84% 完成 5%	着工 98% 完成 22%	着工 99% 完成 45%
<b>災害公営住宅</b> (災害公営住宅の供給計画戸数(29,654戸)のうち着工(用地取得)した割合、及び完成戸数の割合) ※帰還者向けの災害公営住宅を除いた合計戸数及び進捗率			着工 45%	着工 65% 完成 9%	着工 93% 完成 31%	着工 97% 完成 58%

# と見通し (主な指標①)

2024年12月

## 第1期復興・創生期間

## 第2期復興・創生期間

2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025

5月 7月 9月 11月 1月 3月 5月 7月 9月 11月 1月 3月

### 自立再建、災害公営住宅等での再建

11.9万人 7.1万人 5.1万人 4.7万人 4.1万人 3.7万人 3.1万人 3.0万人 2.9万人

(福島県)  
100%

(福島県)  
100%

### 本復旧・復興

着工 88% 完了 35% 着工 96% 完了 48% 着工 99% 完了 60% 着工 100% 完了 72% 着工 完了 75% 完了 95% 完了 96% 完了 99% 完了 99%

着工 100%

完了 49%

完了 58%

完了 71%

完了 76%

完了 85%

完了 100%

13.4万件 14.1万件 14.8万件 15.2万件 15.5万件 15.7万件 15.8万件 15.8万件 15.8万件

### 民間住宅等用地の整備

着工 99% 完成 70% 着工 99% 完成 89% 着工 100% (393地区) 完成 98% (17,793戸) 完成 99% (18,173戸) 完成 100% (18,226戸)

### 災害公営住宅の完成

着工 98% 完成 84% 着工 99% 完成 96% 着工 100% (29,654戸) 完成 99% (29,493戸) 完成 99% (29,555戸) 完成 100% (29,654戸)



# と見通し (主な指標②)

2024年12月

## 第1期復興・創生期間

## 第2期復興・創生期間

2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025

5月 7月 9月 11月 1月 3月 5月 7月 9月 11月 1月 3月

被災した病院の復旧

97% 98% 98% 98% 98% 98% 98% 98% 98%

被災した公立学校施設の復旧

98% 99% 99% 99% 99% 99% 99% 99% 99%

農地の損壊箇所の復旧・徐塩等を実施

84% 89% 92% 93% 94% 94% 94% 95% 96% 96% 96%

製氷施設や冷凍冷蔵施設の復旧、用地の高上げ等により水産加工業の業務再開を支援

91% 95% 96% 97% 98% 98% 98% 98%

106% 113% 117% 114% 108%  
 118% 122% 123% 122% 119%  
 126% 127% 127% 125% 120%  
 110% 111% 110% 109% 108%

仮設店舗等の整備・グループ補助金による復旧支援・二重ローン対策等による支援

地域産業や商店街などの本格的な復興

2,242 事業者 1,426 事業者 874 事業者 356 事業者 135 事業者 87 事業者 82 事業者 75 事業者 65 事業者

11,256 番 11,400 番 11,595 番 11,768 番 11,868 番 11,877 番 11,877 番 11,878 番 11,878 番

45.2% 45.0% 46.4% 45.8% 44.0% 39.8%

33件 31件 5件 8件 2件 4件 2件 1件 1件 3件

債権買取終了  
引き続き事業再生に取組中

約0.07兆円 約0.05兆円 約0.03兆円 約0.01兆円 約0.01兆円 約0.003兆円 約0.003兆円 約0.002兆円 約0.001兆円 約1億円 約3.85億円 約1.15億円 約0.98億円 約1.49億円 約0.53億円 約0.16億円

約0.3兆円 約0.3兆円 約0.2兆円 約0.2兆円 約0.1兆円 約0.1兆円 約0.1兆円 約0.2兆円 約0.02兆円 約0.02兆円 約0.01兆円 約0.03兆円 約0.02兆円 約0.02兆円 約0.02兆円 約0.02兆円 約0.03兆円

1,347 件 1,354 件 1,359 件 1,361 件 1,369 件 1,371 件 1,371 件 1,372 件 1,372 件 1,373 件

当ガイドラインの適用終了  
引き続き別のガイドラインによる支援可能



本パンフレットは、復興の状況と、最近の取組について、データや具体的な事例を中心に紹介したものです。

問い合わせ先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館

代表 **(03) 6328-1111** FAX **(03) 6328-0291**

ホームページ：<https://www.reconstruction.go.jp/>



(参考)東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況に関して報告を取りまとめ、国会に提出しております。

URL：<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20131029113414.html>